

明治二十六年

熊本縣民丹澤弥喜太外二名清國
漂流シタル節救助シタル可玉地方官
謝意傳達之件

九

九

外務省

別紙

大清欽命布政使銜辦理通商事務福建分巡福海防兵備道陳 為

照復事准

貴總領事照會照得茲奉 祈國

外務大臣陸奧 札之內開據報熊本縣益城郡

住吉村十番戶并澤彌喜太等三名由沖繩縣

八重山島向胡馬島航往之際遭風漂到清國

沿海當蒙該國平陽縣知縣霞浦縣知縣閩安

協福防廳長福州通商局長等各官優加保護

照料等因本大臣聞報之下寔深感謝合行札

今

貴官查照即煩將此謝意轉致清國各官可也

等因本署總領事館務奉此理合備文照會查

照請煩將前因轉達上開各官知照為荷等由
准此查

貴國民人遺風投故乃地方官分內之事處承
謙謝緞佩殊深茲准前由除呈報移行外合就
照復

貴總領事查照須至照復者

右

照

覆

大日本駐劄上海總領事江甯波弁理本國通商事務總領事館鑒在
光緒十九年十二月初七日 大正十有二年

貴總領事查照須至照復者

大日本駐劄上海總領事館鑒在
光緒十九年十二月初七日 大正十有二年

「九 明治二十六年熊本県民井澤弥喜太外二名清国へ漂流シタル節救助シタル同国地方官へ謝意伝達之件」
マイクロコマンバー0083 [照復事、准...] 在上海日本総領事館罫紙

別紙

大清欽命布政使銜辦理通商事務福建分巡寧福海防兵備道陳、爲

照復事、准

貴総領事照会、照得、茲奉 我国

外務大臣陸奥 札文、内開、拋報熊本県益城郡

住吉村十番戸井澤弥喜太等三名、由沖繩県

八重山島、向胡馬島航往之際、遭風漂到清国

沿海、当蒙該国平陽県知県、霞浦県知県、閩安

協、福防庁長、福州通商局長等各官、優加保護

照料等因、本大臣聞報之下、寔深感謝、合行札

令

貴官查照、即煩將此謝意、轉致清国各官可也、

等因、本署総領事館務奉此、理合備文照会查

照、請煩將前因轉達上開各官知照爲荷、等由、

准此、查

貴国民人遭風援救、乃地方官分内之事、遠承

謙謝、初佩殊深、茲准前由、除呈報移行外、合就

照復

貴総領事查照、須至照復者。

右 照 覆

大日本駐劄上海兼管鎮江寧波弁理本國通商事務署総領事館務山座

光緒十九年十二月初七日 我廿七年一月二十三日接

「九 明治二十六年熊本県民井沢弥喜太外二名清国へ漂流シタル節救助シタル同国地方官へ謝意伝達之件」
『長崎純心大学言語文化センター研究紀要 No.4』2015.3、石井望著「尖閣胡馬島日清往復公文詳解並雑録」を参考に作成

別紙〔書き下し〕

大清欽命布政使の銜、通商事務を弁理す、福建の寧福を分巡する海防兵備道陳、
照復の事のためなり。

貴総領事の照会するに准ずれば、「照し得たり、茲に我が国外務大臣陸奥の札文
を奉ず、内に開す

『報に抛れば熊本県益城郡住吉村十番戸、井澤弥喜太等三名、沖縄県八重山島
より胡馬島に向かい航往するの際、風に遭つて漂して清国沿海に到る、當（と
う）に該国平陽県知県・霞浦県知県・閩安協・福防庁長・福州通商局長等の各
官の優に保護照料を加うるを蒙る等の因なり。本大臣聞報の下、寔（まこと）
に感謝深し、合（まさ）に札令を貴官に行して査照せしむべし、即ち煩わしく
も此の謝意を將（と）りて、転じて清国各官に致して可なり』等の因なり。

本総領事館事務代理、此れを奉じ、理として合に文を備えて照会査照すべし。
請う煩わしくも前因を將りて、上開各官に転達して知照せしむるを荷と為す」
等の由なり。

此れに准じ、査するに貴国の民人、風に遭うに援救するは、乃ち地方官分内の
事なり、遠く謙謝を承わり、纫佩すること殊に深し。茲に前由に准じ、呈報移
行するを除くの外、合に就ち貴総領事に照復して査照せしむべし。須らく照復
するに至るべし。

右、大日本、上海に駐筭し、兼ねて鎮江・寧波を管し、本国の通商事務を弁理
す、総領事館事務代理山座に照覆す。

光緒十九年十二月初七日。

我が廿七なり、一月二十三日接す。

〔現代語訳〕

大清欽命の名譽布政使、通商事務担任、福建の福寧・福州を分巡する海防兵備
道陳より返信する。

「九 明治二十六年熊本県民井沢弥喜太外二名清国へ漂流シタル節救助シタル同国地方官へ謝意伝達之件」
『長崎純心大学言語文化センター研究紀要 No.4』2015.3、石井望著「尖閣胡馬島日清往復公文詳解並雑録」を参考に作成

日本の上海総領事からの通知によれば、「通知する。このたび我が国外務大臣陸奥の訓令を受けた。内に述べる。『報告によれば、熊本県益城郡住吉村十番戸、井澤弥喜太等三名、沖縄県八重山島より胡馬島に向かい航行した際、風に遭い清国沿海まで漂流した。すぐにその国の平陽県知県・霞浦県知県・閩安協・福建海防庁長・福州通商局長等の各官から十二分の保護と世話を受けた等のことである。本大臣は報告を聞き、まことに深く感謝する。貴官（駐上海代理領事）に訓令して、確認の上、この謝意を清国各官に伝達して頂きたい』等のことである。

本総領事館事務代理はこれを受領したので、公文を作成して（上海道員に）通知して確認する必要がある。宜しく以上の趣旨を、上述各官に伝達して受理して頂きたい」等のことである。

これにもとづき、調べてみれば、貴国の人民が暴風に遭った時、救援するのは地方官の職務内の事である。遠くから謙虚な謝意を承わり、深く敬服する。

ここに上述の趣旨の通り、（各地方官に）報告及び通知するほか、貴総領事に返信して確認して頂く。以上返信する。

右を大日本、上海駐在、鎮江・寧波を兼任し、本国の通商事務を担当する、総領事館事務代理山座に返信する。

光緒十九（明治二十六）年十二月初七日。

日本の二十七日である。一月二十三日に受理した。